

おらほの納税教室

確定申告では、個人番号確認書類・本人確認書類が必要です

- ★マイナンバーカード（個人番号カード）をお持ちの人は、マイナンバーカードだけで、本人確認が可能です。
- ★マイナンバーカードをお持ちでない人は、

個人番号確認書類	+	個人番号確認書類
<ul style="list-style-type: none"> ●通知カード ●住民票の写し (マイナンバーの記載があるものに限り) (いずれか1つ)		<ul style="list-style-type: none"> ●運転免許証 ●公的医療保険の被保険者証 ●パスポート ●身体障害者手帳 (いずれか1つ)



平成29年度 町県民税申告受付日程

★受付できる世帯区分（世帯の収入の種類によって、受付日が異なります）

受付日A	漁業や農業を含む事業収入の確定申告をする世帯で、その事業収入が1円～100万円未満までの世帯 〈例〉●年金収入や給与収入の他に、100万円未満の漁業（開口など）や農業の収入がある世帯 など。
受付日B	漁業や農業を含む事業収入の確定申告をする世帯で、その事業収入が100万円以上1,000万円未満までの世帯 〈例〉●年金収入や給与収入の他に、100万円以上の漁業（開口など）や農業の収入がある世帯 など。
受付日C	給与収入や年金収入の確定申告をする世帯（漁業や農業を含む事業収入が全くない世帯） 〈例〉●給与収入のみの世帯 ●年金収入のみの世帯 ●給与収入と年金収入の両方がある世帯 など。
受付日D	上記A・B・Cの受付日に来場できない世帯（収入の種類は問いません） ※【重要】例年の状況からかなりの混雑が予想されます

日	月	火	水	木	金	土
				2月15日	2月16日	2月17日
				南三陸町役場 第2庁舎 大会議室 A	南三陸町役場 第2庁舎 大会議室 B	休み
2月18日	2月19日	2月20日	2月21日	2月22日	2月23日	2月24日
南三陸町役場 第2庁舎 大会議室 C①	南三陸町役場 第2庁舎 大会議室 B	南三陸町役場 第2庁舎 大会議室 C②	南三陸町役場 第2庁舎 大会議室 C③	南三陸町役場 第2庁舎 大会議室 A	休み	休み
2月25日	2月26日	2月27日	2月28日	3月1日	3月2日	3月3日
休み	南三陸町役場 第2庁舎 大会議室 C④	南三陸町役場 第2庁舎 大会議室 B	南三陸町役場 第2庁舎 大会議室 C⑤	南三陸町役場 第2庁舎 大会議室 C⑥	南三陸町役場 第2庁舎 大会議室 D	休み
3月4日	3月5日	3月6日	3月7日	3月8日	3月9日	3月10日
南三陸町役場 第2庁舎 大会議室 D	休み	歌津総合支所 検診室 A	歌津総合支所 検診室 B	歌津総合支所 検診室 C⑦	歌津総合支所 検診室 C⑧	休み
3月11日	3月12日	3月13日	3月14日	3月15日		
休み	歌津総合支所 検診室 A	歌津総合支所 検診室 B	歌津総合支所 検診室 D	歌津総合支所 検診室 D		

あらかじめ、受付日・場所・時間を確認して来場してください!!

★混雑を緩和するため【受付日C】を地区ごとに指定しています。
C①（全地区）/C②（入谷）/C③（戸倉）/C④～⑥（志津川）/C⑦～⑧（歌津）

	午前の部	午後の部
受付日A・B・C（①を除く）	午前9時～11時30分	午後2時～4時
受付日D・C（①のみ）	午前9時～午後1時	

町民税務課税務係 ☎46-1372



通行には 十分注意してください

現在工事を進めている竹川原橋橋梁災害復旧工事において、1月9日（火）から、新しい竹川原橋への交通切り替えを予定しています。

通行の際には十分注意してください。

建設課土木建築係 ☎46-1377

起業化計画募集

～新たにスタートするあなたを町は応援します～

起業支援補助金制度

「起業支援補助金」は、地域資源を活用して新たに事業を始める人を支援する補助制度です。

◆応募要件

- 次の全ての要件を満たすことが必要です。
- 町内に住所および活動拠点を有する個人、団体または法人。
- フランチャイズチェーンに加盟していない人。
- 町税などを滞納していない人。

◆対象事業

- 次の全ての要件を満たすことが必要です。
- 新たに開始する事業であること（既存の事業者が新たに他の業種の事業を開始する場合を含む）。
- 地域の資源（人材、技術力、原材料など）を活用して行う事業で、地域課題の解決など、町の活性化に資すると認められる事業であること。
- 継続が見込まれる事業であること。
- 宗教活動、政治活動、公序良俗に反する活動およびこれらに類する事業でないこと。

◆対象経費

- ①開業準備経費
- ②施設設備費
- ③運営経費（対象期間は12カ月以内）
- ④雇用経費（対象期間は12カ月以内）

※①～④のうち、他の補助制度から補助金などを受けたものがある場合は、その経費は除きます。

◆補助額

補助対象経費の2分の1以内の額

◆限度額

300万円
[開業準備経費・施設設備費（200万円上限）、運営経費・雇用経費（100万円上限）]

◆応募方法

- ①応募書類
 - 応募申込書
 - 起業化計画書（添付書類を含む）
 - 完納証明書
- ②提出期間 1月9日（火）～31日（水）午後5時
- ③提出先 商工観光課商工業立地推進係
 - ※起業化計画書提出後、町の起業化計画認定審査会において審査を行い、認定された事業に対して補助金を交付します。
 - ※応募者は、起業化計画認定審査会に出席していただきます。審査会の日程などは、通知します。
 - ※完納証明書は、町民税務課で交付申請してください（手数料がかかります）。
 - ※町ホームページから「起業化計画書」などの様式をダウンロードすることができます。
 - ※詳細は町ホームページで確認ください。

商工観光課商工業立地推進係 ☎46-1385